

納税証明書の提示が不要に

令和5年1月から、
軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が
全国一斉に運用開始されることにより、車検時の納税証明書の提示が原則不要になります。

ただし、軽自動車税を納付したばかりで納付情報が登録されていないなど書面での納税証明書の提示が必要な場合があります。

※二輪の小型自動車(総排気量250CC超)は対象外のため、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

問い合わせ先

役場税務課軽自動車税係
☎(86)1172[直通]



「自動車税納付確認システム(JNKS)」について紹介しています。詳しくはこちらから。



償却資産の申告が必要です

固定資産税には、減に関わらず、毎年土地と家屋以外に償却資産(事業用資産)があります。1月中に償却資産の申告が必要です。

法人や個人で町内において事業を行っているかたは、地方税法383条の規定に基づき、資産の増



問い合わせ先

役場税務課固定資産税係
☎(86)1172[直通]

○申告対象にならないもの

- ・自動車税、軽自動車税の対象となる自動車
- ・無形固定資産(鉱業権、特許権、営業権、漁業権、ソフトウエアなど)
- ・耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの
- ・取得価格が20万円未満のもの

○申告方法

償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

○申告期間

毎年1月1日時点で所有している資産(耐用年数が経過した資産も含む)や、その前年度に増加または減少した資産などについて、償却資産申告書に記載し役場税務課に提出してください。

毎年1月4日～31日

償却資産の対象となるもの(例)

※【太陽光発電】太陽光パネル・付属設備・フェンスなど

【小売業】商品陳列ケース・冷蔵庫・レジスター!自動車販売機 など

【医療・薬局・福祉】各種医療用機器(ベッド)・各種キャビネット など

【漁業】漁船・エンジン(船外機)・漁具(網)・水槽・機械設備(魚群探知機) など

【不動産貸付業】外構工事(門・塀・緑化施設・駐輪所・駐車場・照明・門・塀・監視カメラ) など

【飲食業】厨房設備・接客用家具・備品・カラオケセット・テレビ・放送設備・冷蔵庫・冷凍庫 など

【農業・畜産業】農業用構築物・ビニールハウス牛舎・堆肥舎(家屋以外)・農耕作業用車両(乗用型以外) など

【建設業】ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト・ミキサー(軽自動車税対象外)・大型特殊自動車 など

【自動車整備・ガソリン販売業】オートリフト・オイルチェンジャー・洗車機・溶接機・地下タンク・独立キャノピー・照明設備・ガソリン計量器・防壁 など

※事業に用いている太陽光設備は発電出力量や全量売電・余剰売電に関わらず、償却資産の申告が必要です。ただし、個人の住宅用で家屋の屋根などに設置し、余剰を売電する場合で10kw未満の場合は売電するための事業用資産とならないため償却資産の申告は不要です。